

# 鳥取縣公報

## 條例

### ◇鳥取縣條例第一号

私立学校法（昭和二十四年法律第二七〇号）第五十九條第一項（同法第六十四條第五項において準用する場合を含む。）の規定により、学校法人又は同法第六十四條第四項の法人の助成に関する條例を次のように定める。

昭和二十六年一月一日

鳥取縣知事職務代理者  
鳥取縣副知事 鈴 木 武

学校法人又は私立学校法第六十四條第四項の

法人の助成に関する條例

第一條 学校法人が縣に援助を申請しようとするときは、申請書に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 理由書

昭和二十六年一月一日  
外 月 曜日

本書ノ大きサハ國定規格A五判

- 二 援助による事業その他の計画書
  - 三 予算書（前年度及び当該年度のもの）
  - 四 財産目録
  - 五 收支計算書（前年度のもの）
  - 六 その他知事において必要と認めるもの
- 第二條 前條の規定は、私立学校法第六十四條第四項の法人に準用する。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。